

宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宮城県（以下「県」という。）は、近年の賃金水準の上昇を踏まえ、宮城県岩出山牧場（公共育成牧場条例（昭和46年宮城県条例第19号）第2条で設置する施設をいう。以下同じ。）の安定的な運営維持を図るため、施設の管理に要する人件費の一部に対し、予算の範囲内において「宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金」（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年宮城県条例第43号）第5条の規定により、令和6年3月18日に県と「宮城県岩出山牧場の管理運営に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）を締結した指定管理者とする。

(交付対象経費等)

第3条 補助金の交付対象経費は、協定書に基づく宮城県岩出山牧場の管理及び運営のために生じる人件費のうち、現行の指定管理期間の始期から令和7年度末までの間に実施された賃上げに起因し、令和7年度中に実際に支出された人件費の増加額として認められる経費（賃上げ以外に起因する経費が明らかに含まれているなど、補助金を交付することが著しく妥当性を欠くと知事が認める場合は、その全部又は一部を交付対象経費から除外した額）とし、その算定式及び補助率は別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は令和8年2月27日までとする。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金に係る申請金額算出内訳書（様式第2号）
- (2) 前号の内訳書に記載された内容を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 知事は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金を交付することが適当と認めたときは、予算の範囲内で、補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第3号によるものとする。

2 前項の実績報告書は、原則として令和8年3月末日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ又は繰り下げることができる。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金に係る実績額算出内訳書（様式第4号）

- (2) 前号の内訳書に記載された内容を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第7条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、第5条に規定する交付決定後、交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、規則第16条の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項の申請の内容に虚偽の事実があったとき
- (2) 第5条第2項により付した条件に違反したとき
- (3) その他知事が交付決定を取り消す必要があると認めたとき

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、補助金の交付の申請をした者に対し、書面により通知するものとする。

3 前二項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用する。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、規則第17条の規定により、適当な期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第17条第2項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、前二項の規定により返還を命じた場合は、補助金の交付を受けた者に対し、書面により通知するものとする。

(書類の保管義務)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金に関する書類を、会計帳簿とともに、交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管し、知事から要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

(報告及び調査)

第11条 知事は、第4条の申請内容の確認のため、補助金の交付決定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は調査を行うことができる。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第12条 第4条の規定に基づく交付の申請及び第6条の規定に基づく実績報告については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成17年宮城県規則第77号）の例による。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月5日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

別表（第3条関係）

第3条に掲げる交付対象経費の算定式及び補助率

算定式	<p>次の（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較し、いずれか低い方の額とする（円未満切捨て）。</p> <p>（ア）計画上の人件費（初年度） × 上昇率 - 計画上の人件費（令和7年度） （イ）令和7年度人件費実績額 - 計画上の人件費（令和7年度）</p> <table border="1" data-bbox="322 660 1353 1131"> <tr> <td data-bbox="322 660 494 788">計画上の人件費</td> <td data-bbox="501 660 1353 788">協定書の締結に当たり、指定管理施設の公募時に指定管理者が県に提出した収支計画書（県との協議後のもの）に記載された該当年度の人件費のうち、賃金水準の上昇による影響を受ける経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 797 494 1003">上昇率</td> <td data-bbox="501 797 1353 1003">7.3% ※宮城県人事委員会が公表する月例給改定率を指標とし、公募年度の改定率から令和7年度の改定率までの伸び率を累積して算出した上昇率とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1012 494 1131">令和7年度人件費実績額</td> <td data-bbox="501 1012 1353 1131">協定書に基づく指定管理業務の実施に当たり、令和7年度中に支出した人件費のうち、賃金水準の上昇による影響を受けた経費</td> </tr> </table>	計画上の人件費	協定書の締結に当たり、指定管理施設の公募時に指定管理者が県に提出した収支計画書（県との協議後のもの）に記載された該当年度の人件費のうち、賃金水準の上昇による影響を受ける経費	上昇率	7.3% ※宮城県人事委員会が公表する月例給改定率を指標とし、公募年度の改定率から令和7年度の改定率までの伸び率を累積して算出した上昇率とする。	令和7年度人件費実績額	協定書に基づく指定管理業務の実施に当たり、令和7年度中に支出した人件費のうち、賃金水準の上昇による影響を受けた経費
計画上の人件費	協定書の締結に当たり、指定管理施設の公募時に指定管理者が県に提出した収支計画書（県との協議後のもの）に記載された該当年度の人件費のうち、賃金水準の上昇による影響を受ける経費						
上昇率	7.3% ※宮城県人事委員会が公表する月例給改定率を指標とし、公募年度の改定率から令和7年度の改定率までの伸び率を累積して算出した上昇率とする。						
令和7年度人件費実績額	協定書に基づく指定管理業務の実施に当たり、令和7年度中に支出した人件費のうち、賃金水準の上昇による影響を受けた経費						
補助率	交付対象経費の10/10以内とする。						

様式第1号（第4条関係）

宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者

宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金の交付を受けたいので、宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 _____ 円
- 2 申請金額の内訳
別紙「宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金に係る申請金額内訳書」のとおり
- 3 担当者
氏 名 _____
役 職 _____
連絡先 _____

様式第2号（第4条関係）

宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金に係る申請金額算出内訳書

宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金に係る申請金額の算出内訳は、下記のとおりです。

記

1 対象経費

(1) 収支計画書の内訳

項目	金額	
	初年度	令和7年度
① 宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金交付要綱第2条の協定書の締結に当たり、指定管理施設の公募時に県に提出した収支計画書（県との協議後のもの）に記載した人件費	円	円
② ①のうち、賃金水準の上昇による影響を受けない経費	円	円
③ 賃金水準の上昇による影響を受ける経費（①－②）	円	円

(2) 算定式

計画上の人件費 （初年度）(A)	上昇率 (B)	計画上の人件費 （令和7年度）(C)	申請金額 (A) × (B) - (C)
円	7.3%	円	円

※「計画上の人件費」は、原則として（1）③と同額とすること。

※「上昇率」は、同要綱別表（第3条関係）に定める上昇率とすること。

※「計」は、円未満切捨てとすること。

2 人件費の種別

賃金水準の上昇による影響を受ける経費の種別	(例) 給料、管理職手当、超過勤務手当、賞与（期末、勤勉手当）、社会保険料
賃金水準の上昇による影響を受けない経費の種別	(例) 役員報酬、通勤手当、宿直手当

※「1（1）収支計画書の内訳」との整合を図ること。

3 挙証書類

(例) 就業規則等人件費の種別の根拠資料、収支計画書の算出内訳

※上記「1 対象経費」及び「2 人件費の種別」の内訳が確認できる資料を添付すること。

宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金実績報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者

令和〇年〇月〇日付宮城県（〇〇）指令第〇号で交付決定の通知がありました宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金について、宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて報告します。

なお、宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金は、口座振込により交付されるよう希望します。

記

- 1 補助金交付決定額 _____ 円
- 2 補助金実績額 _____ 円
- 3 実績金額の内訳
別紙「宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金に係る実績金額内訳書」のとおり
- 4 振込先（銀行・支店名、口座番号、口座名義人氏名）
銀 行 名 _____
口 座 番 号 _____
（フリガナ）
口座名義人氏名 _____
- 5 担当者
氏 名 _____
役 職 _____
連絡先 _____

様式第4号（第6条関係）

宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金に係る実績額算出内訳書

宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金に係る実績額の算出内訳は、下記のとおりです。

記

1 補助対象人件費の実績額

項 目		金 額
①	令和7年度人件費支出額 （宮城県岩出山牧場人件費高騰対応補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条の協定書の締結に基づく指定管理業務の実施に当たり、支出した人件費）	円
②	①のうち、補助対象外経費（賃金水準の上昇による影響を受けなかった経費）	円
③	令和7年度人件費実績額（賃金水準の上昇による影響を受けた経費）（①－②）	円

2 補助金実績額

項 目	金 額	算式	備 考
① 令和7年度人件費実績額	円	—	上記1③から転記
② 計画上の人件費（令和7年度）	円	—	「要綱様式第2号」1（2）（C）から転記
③ 令和7年度中に発生した人件費増加額	円	①－②	
④ 補助金交付決定額	円	—	要綱第5条に基づく交付決定額
⑤ 補助金実績額	円	④又は⑤のうち、低い方の額	最終的な確定額

3 挙証書類

①	賃上げの事実を確認できる書類	（例）改定前後の給与規程・就業規則等の写し
②	令和7年度人件費の支出額を確認できる書類	（例）令和7年度の賃金台帳の写し、補助対象人件費の内訳が確認できる資料等